

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

1 改正理由

教職員が、大規模災害の発災直後、学校施設等に避難した住民に対して、児童生徒等と同様の救援業務に従事せざるを得ない状況を踏まえ、支給対象業務の範囲の改正を行う。

2 改正内容

非常災害時等の緊急業務に係る教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲を次のとおり改正する。

対象業務	改正後		現行	
	支給対象となる業務の範囲	支給額	支給対象となる業務の範囲	支給額
非常災害時等の緊急業務 長野県学校職員の給与に関する条例第24条の3第1項第1号の業務該当	被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している者の <u>救援の業務</u>	16,000円	被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している <u>幼児、児童又は生徒等の救援業務</u>	16,000円

3 適用日

令和元年10月12日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「次項第3号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「業務」の次に「（次号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第5項に規定する被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している者の救援の業務

第4条第6項を次のように改める。

- 6 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める業務は、第2項第2号に掲げる業務とする。

第5条中「第5号の」を「第6号の」に改め、同条第1号中「（前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円）」を削り、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「前条第2項第3号」を「前条第2項第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2項第2号」を「前条第2項第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 16,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲)</p> <p>第4条 条例第24条の3第1項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち次項第1号から第3号までの業務</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第4条第2項に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第6条第1項に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が8時間程度であること。ただし、午後5時から翌日の午前8時までの間に従事した場合にあつては6時間程度であること。</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち次項第4号の業務</p> <p>正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が4時間に及ぶものであること。</p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第2号の業務及び第3号の業務</p> <p>その日において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が8時間程度であること。</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第4号の業務</p> <p>ア 泊を伴う場合で、午後5時から翌日の午前8時までの間において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が6時間程度であること。</p> <p>イ 勤務時間条例第2条第6項、第8項若しくは第9項の規定による週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>ウ 勤務時間条例第2条第7項から第9項までの規定により半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した</p>	<p>(教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲)</p> <p>第4条 条例第24条の3第1項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち次項第1号及び第2号の業務</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第4条第2項に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第6条第1項に規定する休日（勤務時間条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が8時間程度であること。ただし、午後5時から翌日の午前8時までの間に従事した場合にあつては6時間程度であること。</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち次項第3号の業務</p> <p>正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が4時間に及ぶものであること。</p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第2号の業務及び第3号の業務</p> <p>その日において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が8時間程度であること。</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第4号の業務</p> <p>ア 泊を伴う場合で、午後5時から翌日の午前8時までの間において業務に従事した時間（就寝時間等を除く。）が6時間程度であること。</p> <p>イ 勤務時間条例第2条第6項、第8項若しくは第9項の規定による週休日又は休日等において業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>ウ 勤務時間条例第2条第7項から第9項までの規定により半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した</p>

改正案	現行
<p>場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 その日において業務に従事した時間が1時間以上であること。</p> <p>2 条例第24条の3第1項第1号に規定する教育委員会が定める緊急業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 非常災害時における幼児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務<u>(次号に掲げる業務を除く。)</u></p> <p><u>(2) 第5項に規定する被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している者の救援の業務</u></p> <p>(3) 幼児、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p><u>(4) 幼児、児童又は生徒の非行防止のために行う緊急の補導等の業務</u></p> <p>3 条例第24条の3第1項第3号に規定する教育委員会が定める対外運動競技等は、次の各号に掲げる要件に該当する対外運動競技等とする。</p> <p>(1) その競技会等が、国若しくは地方公共団体又は市・郡若しくはこれらと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体により開催されるもの</p> <p>(2) その競技会等への参加が学校により直接計画され、実施されるもの</p> <p>4 条例第24条の3第1項第5号に規定する教育委員会が定める教育に関する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務(次号から第4号までの業務を除く。)を本務とする場合における当該業務</p> <p>(2) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う養護に関する業務</p> <p>(3) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う栄養の指導及び管理に関する業務</p> <p>(4) 寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務</p> <p>5 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める被害が特に甚大な非常災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項の規定による非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定による緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>6 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める業務は、<u>第2項第2号に掲げる業務</u>とする。</p>	<p>場合で、その業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 その日において業務に従事した時間が1時間以上であること。</p> <p>2 条例第24条の3第1項第1号に規定する教育委員会が定める緊急業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 非常災害時における幼児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 幼児、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p><u>(3) 幼児、児童又は生徒の非行防止のために行う緊急の補導等の業務</u></p> <p>3 条例第24条の3第1項第3号に規定する教育委員会が定める対外運動競技等は、次の各号に掲げる要件に該当する対外運動競技等とする。</p> <p>(1) その競技会等が、国若しくは地方公共団体又は市・郡若しくはこれらと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体により開催されるもの</p> <p>(2) その競技会等への参加が学校により直接計画され、実施されるもの</p> <p>4 条例第24条の3第1項第5号に規定する教育委員会が定める教育に関する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務(次号から第4号までの業務を除く。)を本務とする場合における当該業務</p> <p>(2) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う養護に関する業務</p> <p>(3) 幼児、児童又は生徒に対して直接行う栄養の指導及び管理に関する業務</p> <p>(4) 寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務</p> <p>5 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める被害が特に甚大な非常災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項の規定による非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定による緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>6 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める業務は、<u>第2項第1号に掲げる業務のうち、前項に規定する被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している幼児、児童又は生徒等の救援業務</u>とする。</p>

改正案	現行
<p>(教員特殊業務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日(第6号の業務にあつては、1泊)につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 8,000円</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 <u>16,000円</u></p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 7,500円</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第4号の業務 3,750円 (従事した時間が8時間(午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間)以上の場合、7,500円)</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 5,100円</p> <p>(6) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務 3,600円</p> <p>(7) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のイ及びウの業務 2,700円</p> <p>(8) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 600円</p>	<p>(教員特殊業務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日(第5号の業務にあつては、1泊)につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 8,000円 <u>(前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 7,500円</p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 3,750円 (従事した時間が8時間(午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間)以上の場合、7,500円)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 5,100円</p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務 3,600円</p> <p>(6) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のイ及びウの業務 2,700円</p> <p>(7) 条例第24条の3第1項第5号から第8号までの業務 600円</p>